

青丘文庫 月報 No.112

1996年11月1日発行

<発行人> 〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1 メゾン・ド・青丘内 青丘文庫
韓 哲 暁 TEL/FAX 078-735-0220
<編集人> 〒657 神戸市灘区山田町3-1-1 (財)神戸学生青年センター内
飛田 雄一 TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878

延辺所感

金森 襄作

昨年の夏と今年とでは、延辺の雰囲気が大きく異なっているように思えた。昨年までは、とにかく韓国イズナンバーワンであった。韓国的スタイル、韓国歌謡、韓国小説、そして、ソウルマルを話せないアガシは、もはや流行おくれとあっては、建国40年の社会主義中国の主体性とは何だったのかと、考え込む場面がしばしばあった。

今年も、白頭山をひかえ、韓国人観光客は相変わらず多かったが、その評価が一転しているのに、逆に驚かされた。金持ちはアメリカかヨーロッパ、貧乏人が延辺に。電話機一台置いただけの社長が目をぎらつかせて何か金儲けのエサがないか、朝から夜遅くまで飛び回っている。進出企業の資金力の少なさ、技術力の弱さ、そして人権無視の甚だしさ等々。とにかく韓国を冷静に見ようとする姿勢に一変していた。ただ、韓国の近代化は単に日本の模倣だ。我々が学ぶべきものは日本だ。その資本力、技術力を必要としているのに、日本企業は北京、天津、大連以南にしか進出しようと思わず、東三省に向かおうとしない、となっては頭を横に振らざるをえなかった。

伝えられているように、近代化の中で、貧困の差や、国営企業の沈滞化は顕著なようだが、教育予算の不足も深刻なようで、延辺の五つの大学が一つの延辺大学として統合することに決定されたが、肝心の校舎、建物を建設しないで、統合作業にはいつている。同様のことが長春の吉林大学でも見られた。資金不足で、道路を隔てた約三分の一の広大な校舎と土地が銀行に売却され、そこの校舎の取り壊し作業が本格的に始まっている。ところが、そこの学部校舎は、全く建て始められていない。新学期が始まるのに、学生達はどこで講義を受けるのだろうか。

昨年同様に、北朝鮮の水害のひどさや、食糧難の個々の実態は多く聞くことはできたが、金正日政権の行く末のような、根幹問題に対しては、ニュースが限定され、日本で得られる以上の質のものは、庶民からは得ることができなかった。

延辺飛行場の建物概容がほぼ完成し、国際飛行場となり、来年には、ソウルからの直行便が開設されるのではなかろうか。

第184回 在日朝鮮人史研究関西部会/1996年10月20日(日)

「解放後の在日朝鮮人をめぐる裁判」

飛田 雄一 氏

近年データベースの「電子化」が進められており、好むと好まざるとに拘らず電子化されたデータベースとの「付き合い」が求められている。筆者は、スリランカ人留学生の生活保護をもとめる「ゴドウィン裁判」の原告をしている関係から、CD-ROMに収録された戦後の判例を検索する機会を得た。在日朝鮮人の歴史を研究するためにもそのデータベースが有用なものであることから、今回、判例データベースについて解説を行ない、かつ具体的に戦後の「朝連解散」問題に関する記録を紹介した。

CD-ROM化されているデータベースには、以下の3種類がある。

- ① 第一法規「判例・CD-ROM」 (収録件数) 280,000件
(※書誌情報 125,000件、本文情報 95,000件)
- ② 日本法律情報センター「リーガルデータベース」 91,356件
- ③ 新日本法規「判例マスター」 92,218件

収録されている判例はいずれも戦後のものである。多いもので28万件であるが、これらはいずれも『判例体系』『訟務月報』『判例タイムズ』等に収録されているものであり、件数からしてすべての判決が収録されている訳ではない。なんらかの意味で「注目をあつめた」判例が収録されていることになる。

コンピュータによる検索を行なうので、「朝鮮人」「韓国人」「選挙権」「入管法」「外国人登録」「国際人権規約」「難民」「退去強制」等々、思いつくままの項目について、かつ(and)、または(or)の検索が可能である。データベースの種類によって、本文の収録方法等の差異があるため、判決文の一部に含まれている言葉がすべて検索されるとは限らない。しかし検索項目を工夫すれば、求める判例に行き当たることは充分に可能である。

「朝連解散問題」に関連する判例としては、「判例マスター」で検索してみると、①1950年7月19日、福岡高裁、②51年12月26日、仙台高裁、③59年3月25日、東京地裁、④59年11月10日、大津地裁、⑤61年1月25日、東京高裁がある(⑤は③の上級審の判決)。①の判決の「理由」部分には、「朝鮮人は……実質的にすべての点において(選挙権及び公職につくことを除き)日本人であるから、その朝鮮人の団体である朝連が団体等規正令の適用をうけることはいうまでもない」の記述もある。

従来、多くの「判例集」の中から在日朝鮮人の歴史に関係する判例を検索しようすれば、その労力が膨大なものになっていたが、このCD-ROMデータベースを利用することによりそれが可能になったといえる。判例全文がそこに収められている訳ではないが、全文は参考文献として掲載されている判例集をみれば容易に入手できる。

戦後の在日朝鮮人史研究の重要なテーマのひとつである「朝連解散問題」について事実調べをすること、および法的問題を整理することが必要である。戦争中の強制連行に対する戦後補償の問題が論議されているが、この朝連問題はまたもうひとつの「補償」の問題であると考えている。

第155回 朝鮮民族運動史研究会/1996年10月20日(日)

「旧ソ連邦の朝鮮人問題—1937年の強制移住問題を中心に—」 李 エリア 氏

1863年、朝鮮の北部の農民13世帯が沿海州に移住を始め、毎年移住者が増え、1869、70年の2年間は朝鮮北部の凶作のため飢餓状態が続き、移住者が急増した。1888年朝口通商条約が締結され、朝鮮人移住に対する規制が始まるが、ロシアでは極東地域の足りない労働力の担い手として歓迎された。1905年日本による朝鮮の保護国化からロシア革命が起こった1917年までの10余年は農民より日本の支配に抵抗する亡命者の移住が多く、沿海州で独立運動を展開する時期であった。1917年以前の沿海州の朝鮮人の政治的動向の大半は、祖国の独立運動と結びついていたため10月革命に実際に参加した朝鮮人は小数に過ぎなかったが日本軍のウラジオストク上陸をきっかけに朝鮮人は赤軍に協力するようになる。

1922年12月30日、ソビエト連邦が成立し、沿海州もソ連の一部分となる。1929～32年の間、富農一掃と農業の集団化が行なわれ、富農一掃で土地を没収された朝鮮人は3～4千人に上り、集団化に反対して間島地方や朝鮮に帰る人も少なくなかった。1935年には、沿海州での抗日運動が禁止され、1934年から始まった粛清は沿海州の朝鮮人にも及び、2500余人が日本のスパイ容疑で処刑されたのである。

朝鮮人の強制移住に関して最初に協議されたのは、1927年8月18日(COBHAPKOM、人民委員会議事録No.120、第17項)で、その後、1930年2月25日と32年7月10日の会議でも日本のスパイ活動を防ぐため朝鮮人を極東から移住させることが論議されたが、1937年8月21日、人民委員会と共産党中央委員会は日本のスパイ行為の浸透を防ぐため、極東の朝鮮人の中央アジアへの強制移住を決意する(COBHAPKOM、人民委員会議事録No.1428・326ccによる)。移住は出発の5～6日前に告げられ、その後は出発まで移動を禁止し、逃亡に備えた。移住は37年の9月上旬から始め、38年の春で終わり、沿海州の朝鮮人18万余名は2～3カ月の間に貨物や家畜運搬列車に1カ月も乗せられ、中央アジアへ強制移住させられ、その執行にあたったのが内務委員会極東行政担当者であるリュシコフであった。

中央アジアで朝鮮人が定住した場所は、カザフ共和国とウズベクスタン共和国に位置する半砂漠地帯であり、朝鮮人は、1937、38年の間に新しい朝鮮人コルホーズを形成し、見捨てられた土地を短期間のうちに豊かな農地に改良し、稲作の成功によりたかだか3年余りで経済的基盤を形成したのである。

しかし、彼らは条件付の公民証が発給され、自分が居住する共和国以外の地域については居住及び旅行の制限を受けた。彼らは国家機関への就職が認められず、銀行からの融資も禁止され、就学にさえも制限があった。このような差別的措置が撤回されたのは、スターリンが死去する1953年以後のことである。

ペレストロイカ以後、在留朝鮮人たちは1937年の強制移住について、名誉回復を要求し、これを受けて、ゴルバチョフは、1989年9月20日モスクワで開催された共産党中央委員会総会において民族政策に関する報告を行い、朝鮮人と強制移住された民族

に謝罪した。ペレストロイカは、自らの歴史について自由な意見の表明という貴重な財産を朝鮮人に与えたが、他方では困難な問題をもたらしている。中央アジアの各共和国の独立は、現地の人々に新しい未来と希望をもたらしたが、在留朝鮮人の多くは、これまでに築いた財産、職業、地位などを失うという状況に追い込まれている。おそらく、彼らは新たな苦難を覚悟で沿海州に戻るか、あるいは中央アジアのイスラム文化圏に同化してゆくか以外に選択の余地はないであろう。1937年の朝鮮人強制移住はいまもって朝鮮人に重い十字架を背負わせているのである。

研究会のご案内

第156回 朝鮮民族運動史研究会

1996年11月10日(日) 午後1時30分

報告者 広岡 浄進 氏

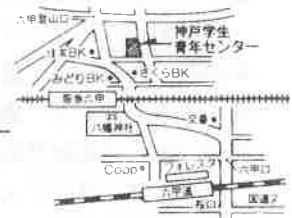
テーマ 「朝鮮人民会について―間島十八民会を中心に―」

第185回 在日朝鮮人史研究関西西部会

1996年11月10日(日) 午後3時30分

報告者 松田 利彦 氏

テーマ 「M.Weiner の在日朝鮮人史研究の近業をめぐって」



- 阪急六甲より徒歩2分
- JR六甲道より徒歩10分
- 新幹線新神戸よりタクシー15分

会場は、いずれも神戸学生青年センター(地図参照)

(阪急六甲下車、北東徒歩2分、Tel (078)851-2760)

今後「研究会」の予定

96年12月15日(日) 堀内 稔(在日) 金 基 旺(民族)

97年1月12日(日) 金 英 達(在日) 鹿嶋 節子(民族)

『月報』巻頭エッセーの予定(原稿〆切は、前月の25日です)

96年12月号(水野直樹)

97年1月号(藤永 壮) 2月号(高木伸夫) 3月号(浅井良純)

4月号(堀内 稔) 5月号(飛田雄一)

※ 姜在彦先生の古稀記念論文集が12月初旬に刊行されます。12月13日(金)午後6時30分～、大阪KKRホテルで、先生の古稀を祝うパーティーを開きます。改めてご案内を差し上げますが、是非、日程を空けておいて下さい。

※ 「月報」購読希望者は、年間購読料3000円をご送金下さい。送金先は、郵便振替<01150-4-43074 飛田雄一>です。